

第 1 1 回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 令和 7 年 1 1 月 1 7 日 (月)

場 所 市役所 4 階 4 0 3 集会室

議事日程

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について (申請件数 1 件)

議案第 2 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について (申請件数 1 件)

議案第 3 号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について (申請件数 4 件)

議案第 4 号 相続税の納税猶予に関して引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願について (申請件数 1 件)

議案第 5 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について (申請件数 1 件)

議案第 6 号 農地台帳登録願について (申請件数 1 件)

報告第 1 号 農地法第 4 条の規定に係る会長専決処理について (申請件数 1 件)

報告第 2 号 農地法第 5 条の規定に係る会長専決処理について (申請件数 3 件)

応召委員 (1 3 名)

1 番	荻野 光徳	2 番	乙幡 昇治
3 番	峰岸 豊	4 番	山田 伸一
5 番	比留間 望	6 番	宮崎 義憲
7 番	比留間孝明	8 番	大口 貴司
9 番	高橋 文雄	1 0 番	内野 一彦
1 1 番	中村眞由美	1 2 番	川口 広敏
1 3 番	加藤 武		

職務のために出席
した者 (事務局)

事務局 長	池谷 正太郎
事務局 次長	井上 ひとえ
事務局	川島 一利

午後 4 時 1 0 分開会

議長
(加藤 武君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

これより第11回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は全員でございます。武蔵村山市農業委員会総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。

それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

議長
(加藤 武君)

異議なしと認め、5番比留間望委員と11番中村眞由美委員以上2名の方をお願いいたします。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、1件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

説明の前に、議案第1号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」の議案に記載の家族数（耕作者数）の人数が0人と記載されておりますが、4人に訂正をお願いいたします。

それでは、説明いたします。

議案第1号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」1件申請がありました。

農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について1件の申請がございました。

譲渡人、譲受人及び土地の所在地、地積については記載のとおりで地目は畑で、権利の種類は所有権移転でございます。

譲受人は、小平市の農業者の方で、トラクターなどの農機具も所有しており、経験も豊富なことから、今回の許可申請については、経営面積を拡大するもので、特に問題はないものと考えております。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議してお

6 番
(宮崎 義憲君)

ります。その結果を宮崎部会長に報告していただきます。
それでは宮崎部会長、よろしくお願いいたします。

本日午後 1 時から土地利用部会を開催いたしまして現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」 1 件あります。

申請番号 1 番の農地でございますが、①、②はウド、③はブロッコリーが栽培されておりました。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

また、譲受人については、小平市の農業者で、現在、約 6,600 m²の農地で農業を行っており、農機具も複数所持されているため、特に問題はないかと思われます。

以上のことから、議案第 1 号につきましては、承認してよろしいのではないかと思います。

議 長
(加藤 武君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、大口委員。

8 番
(大口 貴司君)

申請番号 1 番の申請地につきまして、現地を確認しております。現地は管理されており、特に問題はないと思われますので、よろしくお願いいたします。

議 長
(加藤 武君)

他にございませんか。

御意見等ないようですので、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」は、承認をしたいと思います。

御異議ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第 1 号につきましては、承認することといたします。

次に、議案第 2 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」、1 件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、1件の申請がございました。

申請番号1番の相続人及び被相続人の住所、氏名、土地の所在、地積は記載のとおりでございます。地目は畑になります。

理由は、令和7年2月14日、申請人の母の死亡による相続であります。

なお、本申請に際しまして内野委員による相続納税猶予制度に関する調査報告書が添付され、相続人が適格者であり、また、特例適用農地の要件が具備されている旨の報告がなされております。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を宮崎部会長に報告していただきます。

それでは宮崎部会長、よろしくお願いいたします。

6番
(宮崎 義憲君)

議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①はミカン、カキ、一部作付け準備中、②はサトイモ、サツマイモ、ネギが栽培されておりました。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

以上のことから、議案第2号につきましては、承認してよろしいのではないかと思います。

議長
(加藤 武君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい内野委員。

10番
(内野 一彦君)

申請番号1番の申請地でございますが、現地を確認しております。特に問題はないと思われますので、よろしくお願いいたします。

議長
(加藤 武君)

他にはございませんか。

御意見等ないようですので、議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」は、承認をした

		いと思います。 御異議ございませんか
委	員	異議なし。
議	長	ありがとうございました。それでは議案第２号につきましては、承認をすることといたします。 次に、議案第３号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、４件あります。 事務局より説明いたします。
(加藤	武君)	
事	務	それでは、御説明いたします。 議案第３号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、４件ございます。 本件は、租税特別措置法第７０条の６第１項の規定の適用を受ける農地について、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。 申請番号１番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成２２年１月２５日に相続し、前回調査は、令和４年１０月１７日になります。 申請番号２番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成７年３月１０日に相続し、前回調査は、令和４年１１月１５日になります。 申請番号３番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成３１年２月１８日に相続し、前回調査は、令和４年１１月１５日になります。 申請番号４番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成２５年３月１８日に相続し、前回調査は、令和４年１１月１５日になります。 以上でございます。
局		
(井上ひとえ君)		

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を宮崎部会長に報告していただきます。
それでは宮崎部会長、よろしくお願いいたします。

6番
(宮崎 義憲君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第3号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」4件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①はブルーベリー、ダイコン、サトイモが栽培されておりました。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

申請番号2番の農地でございますが、①はネギ、ハウレンソウ、ダイコン、②はコマツナ、一部作付け準備中でした。③は作付け準備中、④はジャガイモ、一部作付け準備中、⑤は作付け準備中でした。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

申請番号3番の農地でございますが、①、②はカキ、一部作付け準備中、③はダイコン、ブロッコリー、キャベツ、④から⑧は作付け準備中、⑨はウメ、⑩はクリが栽培されておりました。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

申請番号4番の農地でございますが、①から④まで作付け準備中でした。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

以上のことから、議案第3号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議長
(加藤 武君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、比留間孝明委員。

7番
(比留間孝明君)

申請番号1番の農地でございますが、現地を確認しております。肥培管理がされており、特に問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

議 長
(加藤 武君)

他にございますか。
はい、峰岸委員。

3 番
(峰岸 豊君)

申請番号 2 番の農地でございますが、現地を確認しております。肥培管理がされており、特に問題ありませんので、よろしくお願いします。

議 長
(加藤 武君)

他にございませんか。
それでは、私の方から報告します。
申請番号 3 番の農地でございますが、現地を確認しております。肥培管理がされており、特に問題ありませんので、よろしくお願いします。
他にございませんか。
はい、大口委員。

8 番
(大口 貴司君)

申請番号 4 番の農地でございますが、現地を確認しております。肥培管理がされており、特に問題ありませんので、よろしくお願いします。

議 長
(加藤 武君)

他にございませんか。
御意見等ないようですので、議案第 3 号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は、証明書の発行をしたいと思います。
御異議ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第 3 号につきましては、証明書の発行をすることといたします。
次に、議案第 4 号「相続税の納税猶予に関して引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願について」、1 件あります。
事務局より説明いたします。

事 務 局
(井上ひとえ君)

それでは、御説明いたします。
議案第 4 号「相続税の納税猶予に関して引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願について」、1 件ございます。

議長
(加藤 武君)

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地について、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明でございます。

申請番号1番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は相続税の納税猶予に関して引き続き特定貸付けを行っているもので、令和7年5月1日に特定貸付けを開始しているものでございます。

6番
(宮崎 義憲君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を宮崎部会長に報告していただきます。

それでは宮崎部会長、よろしくお願いいたします。

先ほど土地利用部会を開催いたしまして現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第4号「相続税の納税猶予に関して引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願について」1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①はジャガイモ、一部作付け準備中でした。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

以上のことから、議案第4号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議長
(加藤 武君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、峰岸委員。

3番
(峰岸 豊君)

申請番号1番の農地でございますが、現地を確認しております。肥培管理がされており、特に問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

議長
(加藤 武君)

他にございますか。

御意見等ないようですので、議案第4号「相続税の納税猶予に関して引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願について」は、証明書の発行をしたいと思います。

御異議ございませんか。

委員	異議なし。
議長 (加藤 武君)	ありがとうございました。それでは議案第４号につきましては、証明書の発行をすることといたします。 次に、議案第５号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について」、１件あります。 事務局より説明いたさせます。
事務局 (井上ひとえ君)	それでは御説明いたします。 議案第５号、農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について、東京都農地中間管理機構である一般社団法人東京都農業会議から、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の２第１項の規定に基づき、農用地利用集積計画策定の協力依頼が１件ございました。 申請番号１番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。 利用権の設定の期間につきましては、令和８年１月１日から令和１７年１２月３１日までの１０年間でございます。権利の種類は、使用貸借権の設定になります。 なお、利用権の設定を受ける者については、立川市の認定農業者で植木を主に農業経営を行っている方になります。 以上でございます。
議長 (加藤 武君)	ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を宮崎部会長に報告していただきます。 それでは宮崎部会長、よろしく願いいたします。
６番 (宮崎 義憲君)	先ほど土地利用部会を開催いたしまして現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。 議案第５号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について」、１件あります。 申請番号１番の農地でございますが、①は作付け準備中でした。

議長
(加藤 武君)

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。
申請番号 1 番の申請人については、立川市の認定農業者として農業経営を行っている方で、問題はないかと思われます。
以上のことから、議案第 5 号につきましては、承認してよろしいかと思います。

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。
それでは、私から、報告いたします。
申請番号 1 番の農地でございますが、現地を確認しております。
肥培管理がされており、貸借しても、特に問題ないと思われますので、よろしくお願いします。
他にございませんか。
御意見等ないようですので、議案第 5 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について」につきましては、承認をしたいと思います。
御異議ございませんか。

委員

異議なし

議長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第 5 号につきましては、承認をすることといたします。
次に議案第 6 号「農地台帳登録願について」、1 件あります。
事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

それでは御説明いたします。
議案第 6 号 農地台帳登録願について 1 件の申請がありました。
本件は、平成 30 年 10 月 15 日に本総会において決定された現況農地の認定基準に基づき、要件が満たされていると認められる土地について、農地として認定するものでございます。
申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。
令和 5 年 12 月頃より耕作を開始しており、耕運機等の農機

		具も所有していることもあり、認定基準に合致するものと考えております。
		以上でございます。
議 (加藤	長 武君)	ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を宮崎部会長に報告していただきます。
		それでは宮崎部会長、よろしくお願いいたします。
6 (宮崎	番 義憲君)	先ほど土地利用部会を開催いたしまして現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。
		議案第6号「農地台帳登録願について」、1件あります。
		申請番号1番の農地でございますが、①はサトイモ、ネギが栽培され、②は作付け準備中でした。
		現地は、適正に管理されており問題はないようでした。
		以上のことから、議案第6号につきましては、農地台帳への登録はよろしいかと思います。
議 (加藤	長 武君)	報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。
		はい、荻野委員。
1 (荻野	番 光徳君)	1番の申請地ですが、現地を確認しました。肥培管理されており、農業経営を続けられている状態でした。
		また、申請人は農機具も所有しており、実績等もあることから、特に問題ないと思われますので、よろしくお願いいたします。
議 (加藤	長 武君)	他にございませんか。
		御意見等ないので、議案第6号「農地台帳登録願について」は、承認をしたいと思います。
		御異議ございませんか。
委	員	異議なし

議長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第6号につきましては、承認をすることといたします。

次に、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」、1件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

それでは、御説明いたします。

報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」、1件ございます。

本件は、農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届け出でございます。

申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりでございます。地目は畑で、転用目的は、1番が共同住宅でございます。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただいま事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

はい、大口委員。

8番
(大口 貴司君)

申請番号1番の農地でございますが、現地を確認しております。特に問題はありませんでしたので、よろしく願いします。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。

御意見等ないようですので、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

次に、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、3件あります。

それでは、事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

それでは、御説明いたします。

報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、3件ございます。

本件は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届け出でございます。

譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目は

議 長
(加藤 武君)

それぞれ記載のとおりでございます。転用目的につきましては、申請番号1番、2番、3番とも住宅用地でございます。
以上でございます。

ただ今、事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

では、私から報告いたします。

申請番号1番、2番、3番の農地でございますが、現地を確認しております。

特に問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

他にございませんか。

御意見等ないようですので、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

以上で本日の議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、第11回総会を終了いたします。

大変お疲れ様でした。

午後4時37分 閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

令和7年11月17日

会 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩